

# 桑折町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業 との調和に関する条例に係る事業実施の手引き

令和8年1月1日施行

福島県桑折町生活環境課

この手引きにおいて、桑折町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を「条例」、桑折町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則を「規則」として説明しています。

## 目次

<b>I 全般的事項</b> .....	1
1. 条例制定の背景 .....	1
2. 目的（条例第1条） .....	1
3. 用語解説（条例第2条） .....	2
4. 町の責務（条例第3条） .....	2
5. 事業者の責務（条例第4条） .....	2
6. 町民の責務（条例第5条） .....	3
7. 土地所有者等の責務（条例第6条） .....	3
8. 適用を受ける事業（条例第7条） .....	3
<b>II 禁止区域</b> .....	4
1. 禁止区域の指定（条例第8条、規則第4条） .....	4
<b>III 抑制区域</b> .....	4
1. 抑制区域の指定（条例第9条、規則第5条） .....	4
<b>IV 発電事業に関する手続き</b> .....	5
1. 発電事業に関する手続き（全般） .....	5
2. 発電開始までの手続き（条例第10条・第11条・第12条・第13条・第14条） .....	6
(1) 住民等意見書が提出された場合の手続き（条例第10条、規則第7条） .....	8
(2) 同意（条例第12条、規則第11条・第12条・第13条） .....	8
3. 工事の中止・再開の届出（条例第13条・第14条、規則第14条） .....	9
4. 維持管理等に関する報告（条例第15条・規則第15条） .....	9
5. 事業承継の手続き（条例第16条、規則第16条） .....	10
6. 災害及び事故発生時の対応（条例第17条） .....	10
7. 事業の終了等の届出（条例第18条、規則第17条） .....	11
8. 事業計画変更等の手続き（条例第10条・第11条、規則第6条・第8条） .....	12
9. 報告及び立入検査（条例第19条、規則第18条） .....	12
10. 助言、指導又は勧告（条例第20条、規則第19条） .....	13
11. 公表（条例第21条、規則第20条・第21条） .....	13
12. 報告（条例第22条） .....	13
13. 施行期日（条例附則第1項） .....	14
14. 経過措置（条例附則第2項～第8項） .....	14

## I 全般的な事項

### 1. 条例制定の背景

国では、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、再生可能エネルギーの有効利用を推進するため、固定価格買取制度（FIT制度）を導入し、再生可能エネルギーの普及を図ってきました。一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置については、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域での住民等とのトラブル、森林伐採による自然や景観の破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっております。

このような状況等を踏まえ、発電事業の規制を目的としてではなく、自然環境や景観、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー発電事業とするため、本条例及び施行規則を制定するものです。

これにより、事業計画の策定段階から、事業終了・設備撤去までの事業期間において、町・事業者・町民・土地所有者等の責務などの必要な事項について定め、事業実施前の住民説明会の実施や、助言、指導、勧告及び公表など町の権限等を規定し、適切な事業の推進を図っていくものです。

### 2. 目的（条例第1条）

この条例は、桑折町環境基本条例第3条に規定する基本理念と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、町民の安全と安心を守るとともに、自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの利用を促進し、豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目的としています。

### 3. 用語解説（条例第2条）

再生可能エネルギー源	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定するものをいう。 ①太陽光、②風力、③水力、④地熱、⑤太陽熱、 ⑥大気中の熱その他の自然界に存する熱、⑦バイオマス
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
事業	再生可能エネルギー発電設備の設置（再生可能エネルギー発電設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び再生可能エネルギー発電設備による発電を行う事業をいう。
事業者	事業を計画し、又はこれを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
事業区域	事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備の附属設備である管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により他の土地と区別された区域をいう。
建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。
事業地域	事業区域を含む町内会（桑折町町内会規程（昭和62年規程第1号）第2条第2項に規定する町内会をいう。）及び事業の実施により自然環境等に一定の影響を受けると認められる町内会をいう。
住民等	事業地域内に居住する者及び所在する法人その他の団体並びに事業地域内に土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者で、事業により影響を受けると認められるものをいう。
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定するものをいう。
土地所有者等	事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

### 4. 町の責務（条例第3条）

基本理念にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければなりません。

### 5. 事業者の責務（条例第4条）

- (1) 関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければなりません。
- (2) 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするとときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を現状に回復しなければなりません。
- (3) 住民等との良好な関係を保つよう努め、事業の実施に伴い事故等が発生した場合又は住民等と紛争が生じた場合は、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければなりません。

## 6. 町民の責務（条例第5条）

町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。

## 7. 土地所有者等の責務（条例第6条）

自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生するおそれのある事業を行う事業者に対し、土地を使用させないよう、また、土地を適正に管理することを求めるよう努めなければなりません。

## 8. 適用を受ける事業（条例第7条）

この条例は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（発電出力）が10kw以上の事業に適用されます。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、次に該当するものは適用外となります。

①建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業

②禁止区域及び抑制区域以外に設置する発電出力50kw未満の事業

※実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力によって適用となります。

※既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となります。

### ■発電出力等による条例の適用状況確認表

No.	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の発電	
		建築物の屋根、屋上又は壁面	左記以外			
			抑制区域外	抑制区域		
①	50kw以上	—	○	○	○	
②	10kw以上 ～ 50kw未満	—	—	○	○	
③	10kw未満	—	—	—	—	

※太陽光による発電の場合、発電出力に関わらず、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業は適用外となります。

※抑制区域については、町は届出に対して同意しないこととしていますが、上記表においては、関係法令等の許可を前提として「適用」と整理しています。

## II 禁止区域

### 1. 禁止区域の指定（条例第8条、規則第3条）

再生可能エネルギー発電事業において、土砂災害その他の災害が発生するおそれがある極めて高いと認められる区域として「禁止区域」を指定します。

禁止区域を事業区域に含めてはなりません。

#### ＜禁止区域＞

- ①砂防指定地
- ②地すべり防止区域
- ③急傾斜地崩壊危険区域
- ④土砂災害警戒区域
- ⑤土砂災害特別警戒区域
- ⑥保安林
- ⑦河川区域
- ⑧河川保全区域

## III 抑制区域

### 1. 抑制区域の指定（条例第9条、規則第4条）

再生可能エネルギー発電事業において、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域として「抑制区域」を指定します。

抑制区域内での事業については、原則として町は同意しないものとします。

※関係法令の許可が得られる場合など、町が例外と認めた場合を除きます。

#### ＜抑制区域＞

- ①鳥獣保護区
- ②農用地区域
- ③地域森林計画区域
- ④周知の埋蔵文化財包蔵地及び有形文化財並びに史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地（国指定、県指定、町指定）
- ⑤地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律で規定する重点区域に相当する区域
- ⑥都市計画法に基づき定める桑折町都市計画マスタープランに掲げる都市構想エリアに相当する区域
- ⑦その他町長が必要と認める区域

※抑制区域の詳細については生活環境課（電話 024-582-2123）に問合せください。

## IV 発電事業に関する手続き

### 1. 発電事業に関する手続き（全般）

・条例では、事前の住民説明会の開催と、町への届出、町の同意を得た上で工事着手を義務付けています。

・標準的な手続の流れとしては、事前に町（担当課：生活環境課）へ相談した上で、住民等に対して事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手しようとする日の90日前までに町へ届出を行い、同意を得る必要があります。

※事業に着手しようとする日

①再エネ特措法第9条第1項の規定による申請をする場合は当該申請をする日

②①以外の場合は再生可能エネルギー発電設備の設置に係る工事の着手予定日

・町の同意があった後、再エネ特措法の規定による事業計画認定申請等を行うようになります。

・その後、発電設備に係る工事等を行い、発電を開始することになります。

・発電事業を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただくようになります。

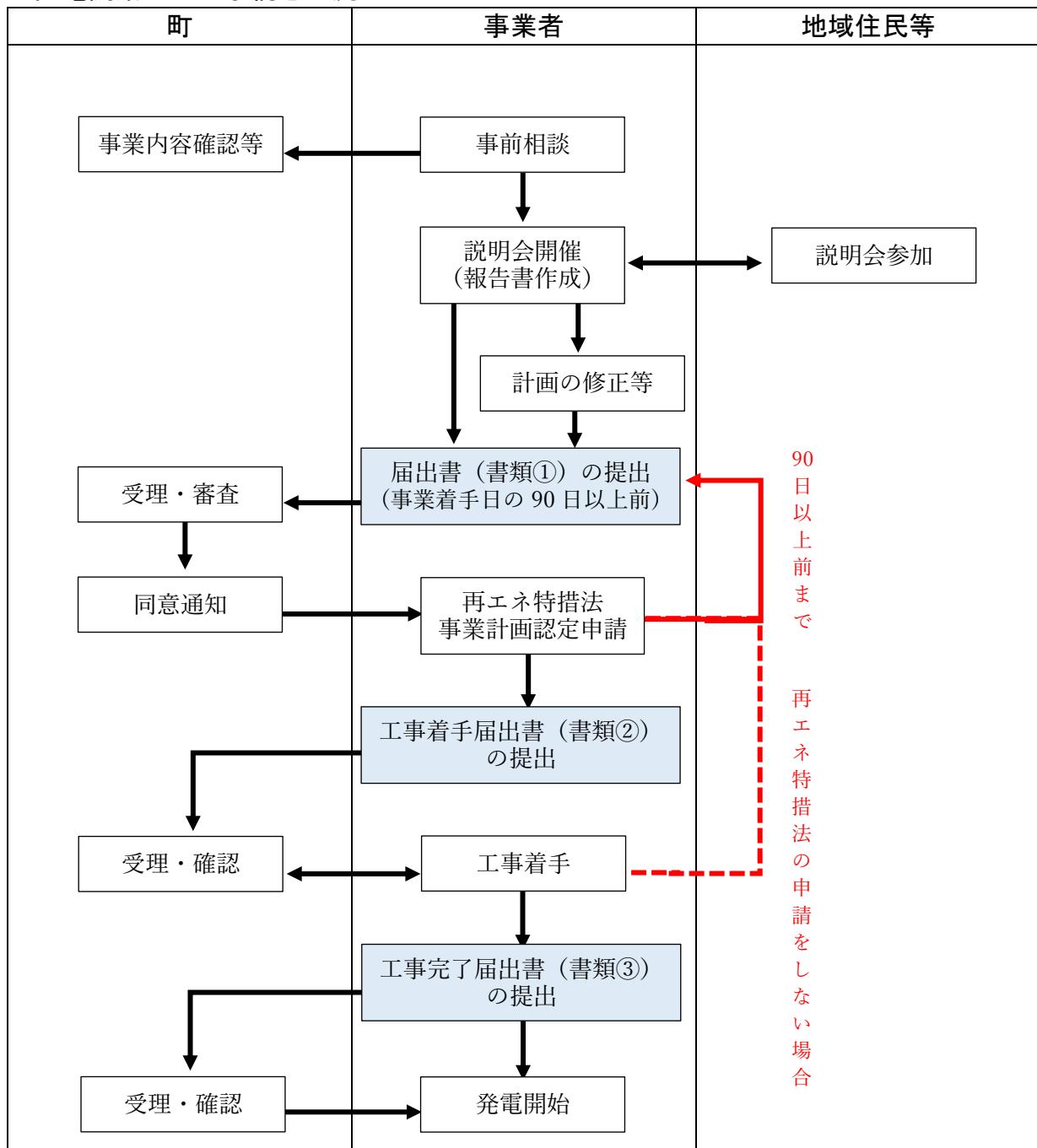
### ■標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続きの流れ

番号	内容	実施者
1	事前準備・相談	事業者→町
2	住民等への説明会	事業者→住民等
3	住民等からの意見等に対する対応・協議	事業者→住民等
4	町への届出	事業者→町
5	審査	町
6	町の同意の通知	町→事業者
7	再エネ特措法の規定による申請※事業着手日	事業者→国
8	工事着手の届出	事業者→町
9	工事着手日（7の申請をしない場合）	事業者→町
10	工事完了の届出	事業者→町
11	発電開始	事業者
12	維持管理等に関する報告	事業者→町
13	事業終了の届出	事業者→町
14	発電設備撤去完了の届出	事業者→町

## 2. 発電開始までの手続き（条例第10条・第11条・第12条・第13条・第14条）

- 事業を開始するときは、町への届出を行う前に、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。
- 住民等への説明会終了後、事業に着手しようとする日の90日前までに町へ届出を行い、同意を得る必要があります。

### ■発電開始までの手続きの流れ



**【書類①】※正副2通を提出**

1	再生可能エネルギー発電事業届出書 【様式第3号】
2	事業計画書 【様式第4号】
3	<p>住民等に対する説明会の内容が分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会報告書 【様式第5号】</li> <li>添付資料 説明会で配布した資料</li> </ul> <p>※住民等の意見に対し見解書を作成している場合の追加</p> <p>添付資料 住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し</p>
4	確約書 【様式第6号】
5	法人の登記事項証明書（法人の場合）
6	住民票抄本の写し（個人の場合）
7	<p>事業場所が分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図 ・現況写真</li> <li>・公図の写し</li> <li>・土地の登記事項証明書の写し</li> </ul>
8	土地利用計画図（配置図）※縮尺1000分の1以上のもの
9	<p>造成に係る書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地造成計画平面図 ※縮尺1000分の1以上のもの</li> <li>・土地造成計画縦断図 ※縮尺縦100分の1以上、横1000分の1以上のもの</li> <li>・土地造成計画横断図 ※縮尺1000分の1以上のもの</li> </ul>
10	建築物又は工作物の設計図（平面図、立面図、断面図）
11	事業影響予測図（事業に伴い周囲への影響範囲の予測図面（騒音、振動、電磁波、反射光等））
12	流量計算書
13	排水計画図（平面図、断面図）
14	排水施設構造図
15	排水に係る放流承諾書
16	工事施工方法書（計画書）※作業方法及び工法を示した図書
17	工事実施体制表※施主、工事施行者、保守管理者等を示した図書
18	維持管理（保守点検）計画書
19	維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
20	その他の法令等による許認可等を受けている場合はその写し
21	その他町長が必要と認める書類

**【書類②】**

1	工事着手届出書【様式第10号】
2	工事工程表

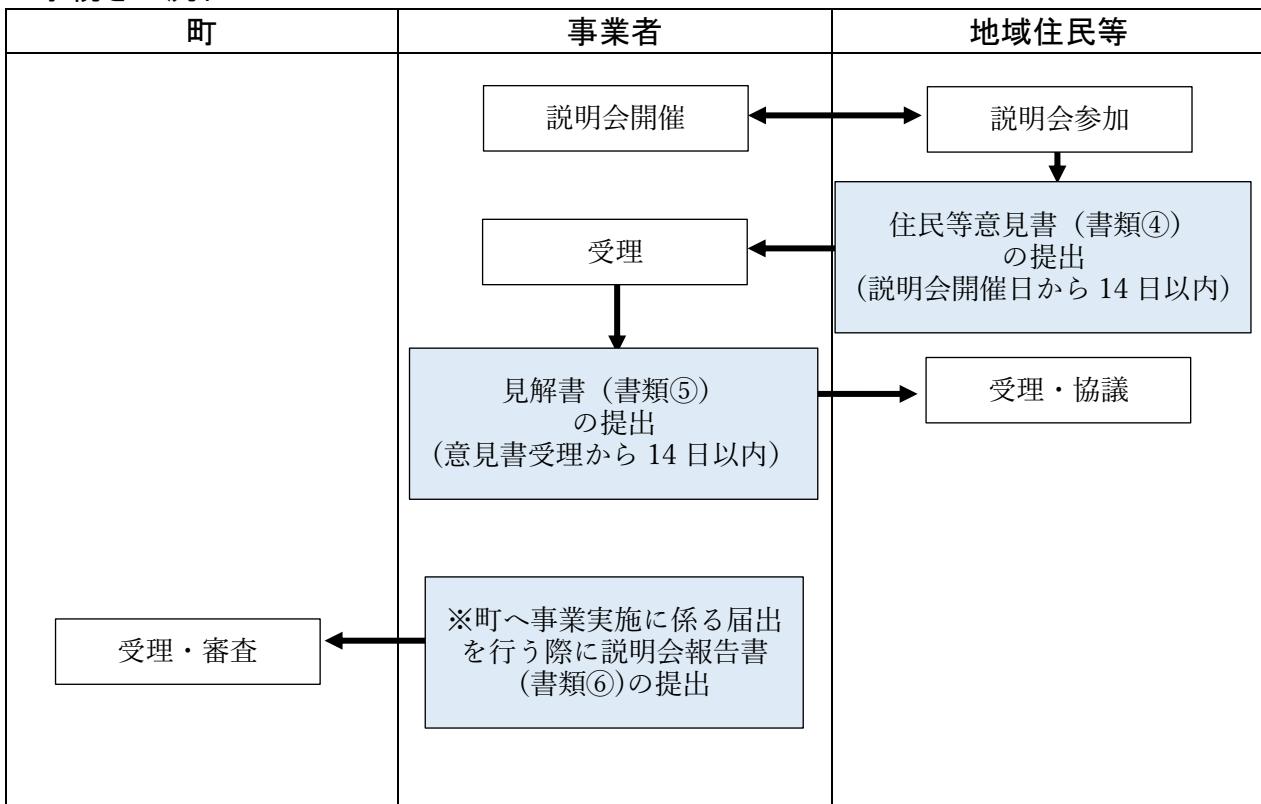
**【書類③】**

1	工事完了届出書【様式第10号】
2	工事写真（施工前、施工中、施工後）

(1) 住民等意見書が提出された場合の手続き（条例第10条、規則第7条）

事業者は、事業の内容等に関する説明会開催後、住民等から住民等意見書【様式第1号】が提出された際は、当該住民等に対し、見解書【様式第2号】を提出し、誠意をもって協議を行わなければなりません。

■手続きの流れ



【書類④】

- 1 住民等意見書【様式第1号】

【書類⑤】

- 1 見解書【様式第2号】

【書類⑥】

- 1 説明会報告書【様式第5号】

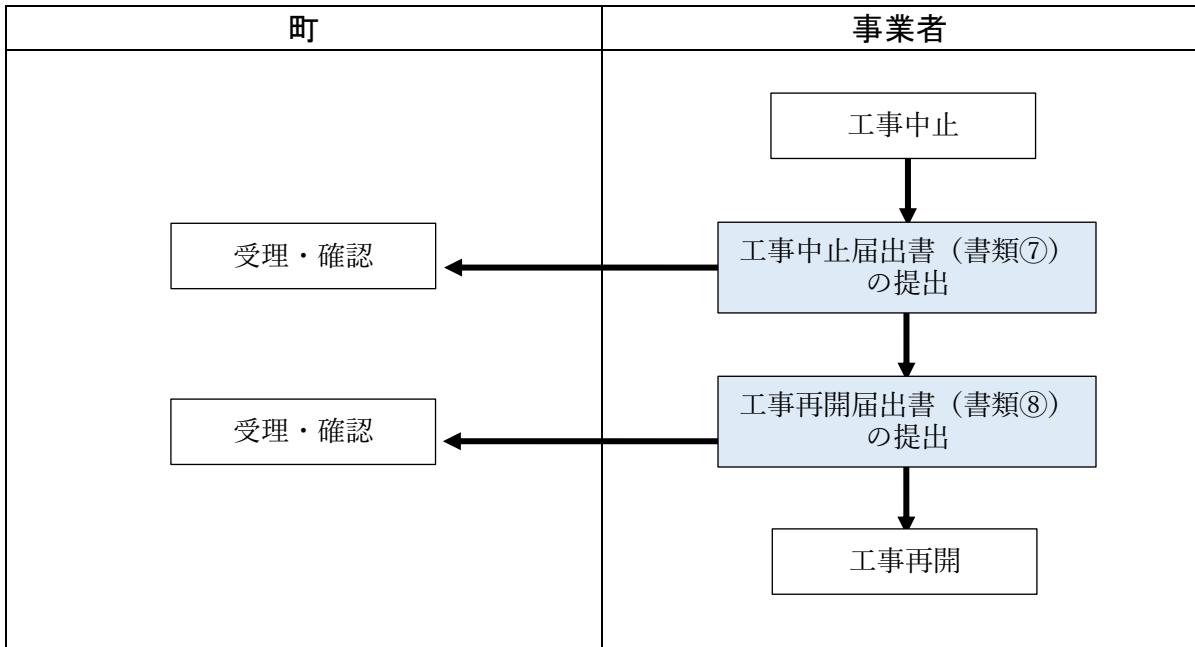
(2) 同意（条例第12条、規則第11条・第12条・第13条）

- ・事業区域の全部または一部が抑制区域に位置する場合、町は同意しないものとします。ただし、各種法律等に定める要件により設置が可能であり、手続きが適切に行われ、町長がこの条例の目的に照らして支障がないと認めるときは、この限りではありません。
- ・同意に際し、自然環境等の保全及び災害防止のために、必要な条件を付す場合があります。

### 3. 工事の中止・再開の届出（条例第13条・第14条、規則第14条）

同意を受けた後に、再生可能エネルギー発電設備の設置工事を中止するとき、もしくは中止していた工事を再開するときは、速やかに町へ届出しなければなりません。

#### ■手順の流れ



#### 【書類⑦・⑧】

1	工事（着手・完了・中止・再開）届出書【様式第10号】
2	（中止の場合）工事写真（施工前、施工中、施工後）
3	（再開の場合）工事工程表

### 4. 維持管理等に関する報告（条例第15条・規則第15条）

事業区域の適正な管理及び保守点検・維持管理の実施状況について、年1回町へ報告しなければなりません。

#### 【提出書類】

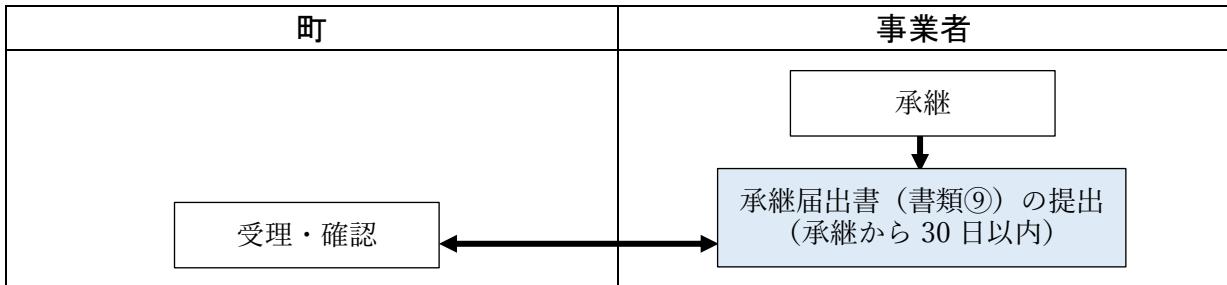
1	事業状況報告書【様式第11号】
---	-----------------

## 5. 事業承継の手続き（条例第 16 条、規則第 16 条）

事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した場合は、地位を承継した日から起算して 30 日以内に町へ届出しなければなりません。

※事業譲渡等とは、事業譲渡、相続、売買、合併、分割等が該当します。

### ■手続きの流れ



### 【書類⑨】

1	承継届出書【様式第 12 号】
2	(法人の場合) 登記事項証明書
2	(個人の場合) 住民票抄本の写し

## 6. 災害及び事故発生時の対応（条例第 17 条）

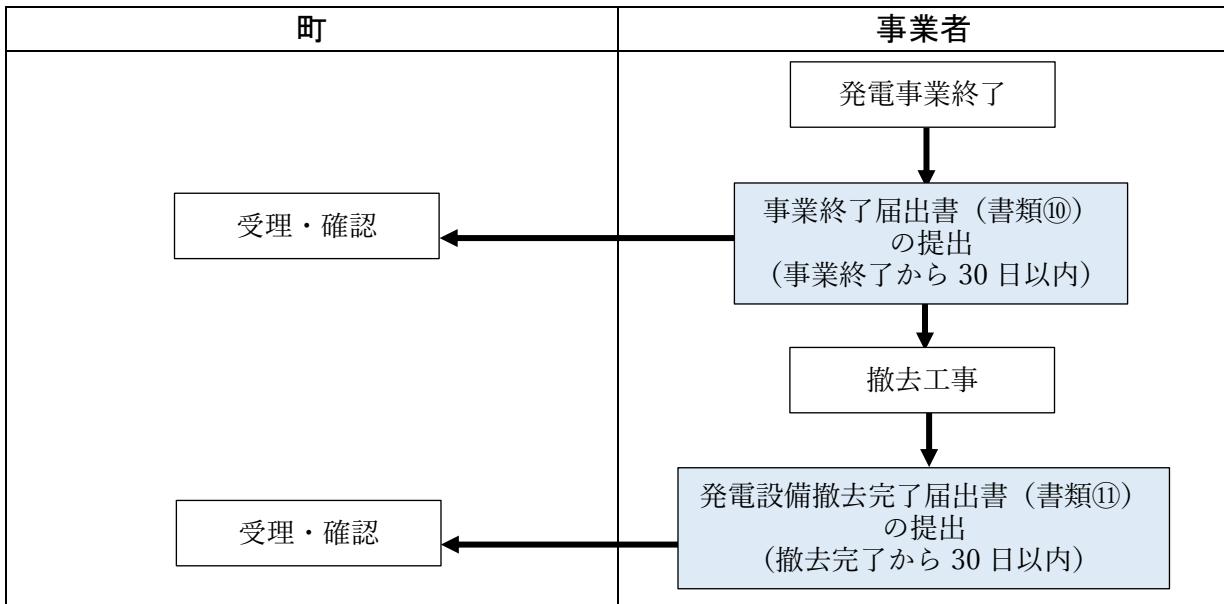
・事業者及び所有者等は、事業区域内における災害及び当該災害に起因する自然環境及び生活環境への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講じるとともに、住民等に周知し、町長に通報しなければなりません。

・町は、事業者及び所有者等から前項に規定する通報を受けたとき又は同項の被害が発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者及び所有者等に対し、当該事態が生じることを防止するために必要な措置を講じることを求めることがあります。

## 7. 事業の終了等の届出（条例第 18 条、規則第 17 条）

- ・事業を終了したときは、終了した日から起算して 30 日以内に町へ届出しなければなりません。
- ・また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して 30 日以内に町へ届出しなければなりません。

### ■手順の流れ



#### 【書類⑩】

1	事業終了届出書【様式第 13 号】
2	(撤去及び処分計画、跡地利用計画を策定している場合) その計画書

#### 【書類⑪】

1	発電設備撤去完了届出書【様式第 14 号】
2	撤去完了が分かる写真

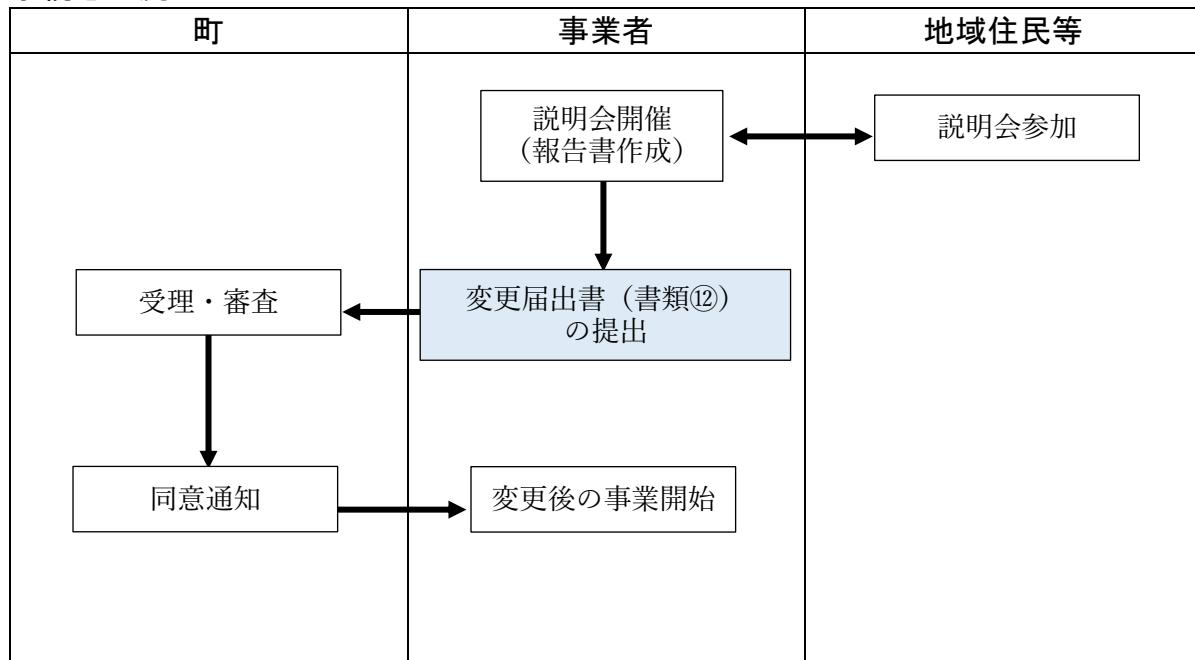
## 8. 事業計画変更等の手続き（条例第10条・第11条、規則第6条・第8条）

・町に届出した事項を変更しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等の変更に関する説明会を開催しなければなりません。ただし、変更の内容が「発電出力の縮小」、「事業区域面積の縮小」、「事業者が法人等である場合の代表者の氏名及び主たる事務所の所在地の変更」、「その他町長が認めるもの」であるときは、この限りではありません。

・その後、町に速やかに届出し、同意を得なければなりません。

※発電出力の増加、事業区域面積の増加などを行う場合は、設置工事の際の手続きと同様の流れになります。

### ■手続きの流れ



#### 【書類⑫】

1	再生可能エネルギー発電事業変更届出書【様式第7号】
2	当初届出書類①のうち変更に係る書類
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類 ・説明会報告書【様式第5号】 添付資料 説明会で配布した資料 ※住民等の意見に対し見解書を作成している場合の追加 添付資料 住民等意見書【様式第1号】の写し、見解書【様式第2号】の写し

## 9. 報告及び立入検査（条例第19条、規則第18条）

町は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに町の職員及び町が必要とする者を同行して事業区域に係る土地及び建物に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができます。

## 10. 助言、指導又は勧告（条例第 20 条、規則第 19 条）

- ・町は、計画書において確認された維持管理計画が遵守されない場合、地域住民へ著しい影響を及ぼすおそれがある場合、地域住民への適切な説明がなされていない場合など必要があると認めるときは、事業者に対して維持管理計画の遵守、施設の管理状況の報告、地域住民への説明などを求めるために助言又は指導を行うことができます。
- ・町は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができます。

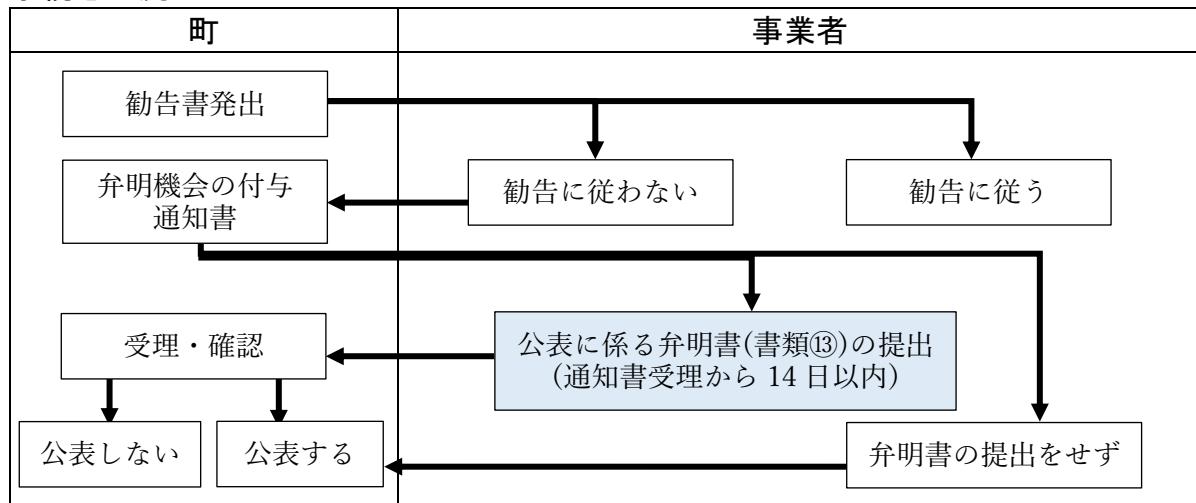
### ■勧告を行う理由

- ・事業実施に係る届出を行わないとき、又は届出の内容に虚偽があるとき
- ・正当な理由なく町の同意通知を受ける前に事業に着手したとき
- ・町の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- ・町の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- ・町の立入検査の際に質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ・正当な理由なく町の助言又は指導に従わなかったとき

## 11. 公表（条例第 21 条、規則第 20 条・第 21 条）

町は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

### ■手続きの流れ



### 【書類⑬】

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 1 | 公表に係る弁明書【様式第 19 号】 |
|---|--------------------|

## 12. 報告（条例第 22 条）

町は、事業者の氏名等を公表後、公表内容及び公表の事実を国の行政機関等に報告することができます。

※FIT 法において、条例の規定に違反している場合は認定が取消されるよう規定されているため、本条例の規定に反する場合は FIT 法の認定が取り消されることもあります。

### 13. 施行期日（条例附則第1項）

令和8年1月1日

### 14. 経過措置（条例附則第2項～第8項）

- 条例の施行日前に再エネ設備の設置又は工事着手した既存事業についても、事業者の責務、地位の承継等の届出、事業の終了等の届出、報告及び立入検査、助言、指導又は勧告、公表等の規定を適用します。
- また、既存事業者については、令和8年6月30日までに事業概要の届出をしなければならないとともに、当該届出の内容に変更が生じた場合は変更の届出をしなければなりません。
- 施行日以後90日を経過する日までの間に事業を実施しようとするときにおける第11条の規定の適用については、同条第2項中「事業を実施しようとする日として規則で定める日の90日前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとします。

#### ■経過措置と条例適用になる事業の考え方

ケース		適用範囲
①	条例施行日後に事業着手	全適用
②	条例施行日後に既存施設を増設することで発電出力が10kW以上（太陽光発電で抑制区域以外に設置の場合は50kW以上）となる場合	増設分が全適用
③	条例施行日前にFIT申請済みで現に工事に着手していない事業	部分適用 第12条、第20条第2項第2号を除く※町の同意（不同意）の決定に係るもの
④	条例施行日前に現に工事着手している事業又は工事完了している事業	部分適用 ※表1を参照

■表1 条例施行日前に現に工事着手している事業又は工事完了している事業に適用される条例の内容

条	項目	備考
第4条	事業者の責務	
第7条	適用を受ける事業	
第16条	地位の承継の届出等	
第17条	災害及び事故発生時の対応	
第18条	事業の終了等の届出	
第19条	報告及び立入検査	
第20条	助言、指導又は勧告	第2項第1号及び第2号を除く ※事業実施に係る届出、町の同意（不同意）の決定に係るもの
第21条	公表	
第22条	報告	